

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成20年1月10日(2008.1.10)

【公開番号】特開2006-164708(P2006-164708A)

【公開日】平成18年6月22日(2006.6.22)

【年通号数】公開・登録公報2006-024

【出願番号】特願2004-353427(P2004-353427)

【国際特許分類】

H 05 B 33/26 (2006.01)

G 09 F 9/30 (2006.01)

H 01 L 27/32 (2006.01)

H 05 B 33/02 (2006.01)

H 01 L 51/50 (2006.01)

【F I】

H 05 B 33/26 Z

G 09 F 9/30 3 6 5 Z

H 05 B 33/02

H 05 B 33/14 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月16日(2007.11.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の発光素子を有する発光装置であつて、

前記発光素子は、

第1の電極と、

前記第1の電極上に、電流値を横軸にとり、電圧値を縦軸にとったグラフ表示においてゼロを中心とした点対称な電流-電圧特性を有する第1の材料層と、

前記第1の材料層上に有機化合物を含む層と、

前記有機化合物を含む層上に、前記第1の材料層と同じ電流-電圧特性を有する第2の材料層と、

前記第2の材料層上に第2の電極と、

を有することを特徴とする発光装置。

【請求項2】

請求項1において、前記第1の材料層および前記第2の材料層は、金属酸化物と有機化合物とを含む複合層であることを特徴とする発光装置。

【請求項3】

請求項1または請求項2において、前記金属酸化物は、酸化モリブデン、酸化タンゲステン、または酸化レニウムから選ばれる一種または複数種であることを特徴とする発光装置。

【請求項4】

請求項1乃至3のいずれか一において、前記発光装置は、前記第1の電極と前記第2の電極との間に交流信号を印加する駆動回路を備えたことを特徴とする発光装置。

【請求項5】

複数の発光素子を有する発光装置であつて、
前記発光素子は、

第1の電極と、

前記第1の電極上に、金属酸化物と有機化合物とを含む第1の複合層と、

前記第1の複合層上に、有機化合物を含む層と、

前記有機化合物を含む層上に、金属酸化物と有機化合物とを含む第2の複合層と、

前記第2の複合層上に、第2の電極と、

を有し、

前記第1及び第2の複合層が含む金属酸化物は、酸化モリブデン、酸化タンゲステン、または酸化レニウムから選ばれる一種または複数種であることを特徴とする発光装置。

【請求項6】

複数の発光素子を有する発光装置であつて、

前記発光素子は、

第1の電極と、

前記第1の電極上に、金属酸化物と有機化合物とを含む第1の複合層と、

前記第1の複合層上に、有機化合物を含む層と、

前記有機化合物を含む層上に、金属酸化物と有機化合物とを含む第2の複合層と、

前記第2の複合層上に、第2の電極と、

を有し、

前記第1及び第2の複合層が含む金属酸化物は、酸化モリブデン、酸化タンゲステン、または酸化レニウムから選ばれる一種または複数種であり、

前記第1の電極と前記第2の電極との間に交流信号を印加する駆動回路を有することを特徴とする発光装置。

【請求項7】

請求項1乃至6のいずれか一において、前記発光装置は、ビデオカメラ、デジタルカメラ、ナビゲーション、コンピュータ、または携帯情報端末であることを特徴とする電子機器。